## 建設業法施行令の一部改正に伴う取扱いについて

建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)の一部が改正され、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額並びに主任技術者及び監理技術者の専任を必要とする請負代金額等が引き上げられました。

これら建設業法施行令の一部改正に伴い、本市の取扱いについても、下記のとおり見直します。

記

## 1 建設業法施行令の改正内容

- (1) 特定建設業許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金額の下限 建築一式工事以外の工事の場合(現行)4,500万円(税込)→(変更後)5,000万円(税込) 建築一式工事の場合 (現行)7,000万円(税込)→(変更後)8,000万円(税込)
- (2) 主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金額の下限 建築一式工事以外の工事の場合(現行)4,000万円(税込)→(変更後)4,500万円(税込) 建築一式工事の場合 (現行)8,000万円(税込)→(変更後)9,000万円(税込)

## 2 改正建設業法施行令の施行日

上記1の内容に係る建設業法施行令の改正は、令和7年2月1日から施行され、請負契約の時点にかかわらず、全ての工事について改正後の基準が適用されます。

## 3 留意事項

- (1)本市における監理技術者等の専任の取扱いについて 建設業法施行令の改正に伴い、本市における監理技術者等の専任の取扱いを記載している通知「監理技 術者、主任技術者及び現場代理人の専任緩和について」を別添のとおり改正します。
- (2) 主任技術者を専任で配置することが必要となる建設工事の請負代金額改正に伴う取扱いについて(工期途中における主任技術者の専任緩和)

現在、施工中である請負代金額 4,000 万円以上 4,500 万円未満 (建築一式工事の場合は 8,000 万円以上 9,000 万円未満) の工事において、主任技術者を配置している場合については、新たに受注する工事が請負金額 4,500 万円未満 (建築一式工事の場合は 9,000 万円未満) である場合、当該既配置工事を含め 2 件までの工事への配置が可能となります (当該主任技術者が営業所技術者等である場合を除く。)。

なお、専任緩和に係る詳細については、別添通知「監理技術者、主任技術者及び現場代理人の専任緩和 について」を御参照ください。

(3) 本市における建設業法第26条第3項第1号による監理技術者の専任緩和(専任特例1号)の取扱いについては、現在検討中です。詳細が決まり次第、別途お知らせします。